

広島県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十六年三月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年三月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
呉市広中新開三丁目九七六五番一地从先から 呉市広町字芦冠一八一七一番一地从先まで		新	一五・七〇 三四・三〇	一九九・〇〇	拡幅 県道呉環状線 と重複
		旧	九・七〇 二四・二〇	二〇〇・〇〇	

一 道路の種類

県道

二 路線名

呉環状線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
呉市広三芦一丁目一〇二六番二地从先から 呉市広中新開一丁目九七七番一地从先まで		新	一五・七〇 三五・三〇	一九九・〇〇	拡幅 国道三七五号 と重複
		旧	九・七〇 二四・二〇	二〇〇・〇〇	